

第 6 回 軽米町議会定例会 令和 5 年度 軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 軽米町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 軽米町老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 5 号 農業構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 6 号 生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 7 号 中山間地域活性化施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 8 号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 9 号 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 0 号 軽米町ミル・みるハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 1 号 軽米町ミレットパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 2 号 軽米町物産交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 1 3 号 令和 5 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 議案第 1 4 号 令和 5 年度 軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 5 号 令和 5 年度 軽米町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 7 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 9 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 0 号 令和 5 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 8 号)

○出席委員（10名）

2番	甲斐	鉦康	君	3番	上山	誠	君
4番	西舘	徳松	君	5番	江刺家	静子	君
6番	中村	正志	君	7番	田村	せつ	君
8番	茶屋	隆	君	9番	大村	税	君
10番	細谷地	多門	君	11番	本田	秀一	君

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（1名）

1番 田中祐典君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一	君
副町	長	江刺家雅弘	君
総務課	総括課長	日山一則	君
総務課	企画担当課長	鶴飼義信	君
総務課	総務担当課長	松山篤	君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長		古舘寿徳	君
町民生活課	総括課長	工藤晃子	君
町民生活課	総合窓口担当課長	寺地隆之	君
町民生活課	町民生活担当課長	鶴飼靖紀	君
健康福祉課	総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	日向安子	君
産業振興課	総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司	君
産業振興課	農政企画担当課長	工藤薫	君
産業振興課	商工観光担当課長	輪達隆志	君
地域整備課	総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄	君
地域整備課	環境整備担当課長	神久保恵蔵	君
再生可能エネルギー推進室	長	日山一則	君
水道事業所	長	中村勇雄	君
教育	長	小林昌治	君
教育委員会事務局	総括次長	野中孝博	君
教育委員会事務局	教育総務担当次長	輪達ひろか	君

教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

梅 木 勝 彦 君
日 山 一 則 君
竹 澤 泰 司 君
西 山 隆 介 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
松 坂 俊 也 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（江刺家静子君） ただいまから令和5年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重なご審議をよろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

欠席者は田中祐典委員です。田中委員からは、特別委員会の全日程を欠席する旨の届出をいただいております。

（午前 9時59分）

○委員長（江刺家静子君） それでは、議案の審議に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第20号までの20件です。

議案審査の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第20号までの提案説明は本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審議をし、議案20件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 異議なしと認めます。

◎議案第1号の審査

○委員長（江刺家静子君） それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） おはようございます。概要につきましては本会議場でご説明いたしましたので、詳細について少し補足説明をしたいと思います。

新旧対照表方式により作成しております議案第1号 軽米町税条例の一部を改正する条例をお開き願います。

では、第148条は国民健康保険税の減免に係る規定を定めた条であります。第3項として新たに産前産後期間における国民健康保険税の減免規定を加えたものであり、第1号として一般医療費分に係る所得割額、第2号として一般医療費分に係る均等割額、以下、後期高齢者支援金及び介護納付金に係る所得割額と均等割額

の減免について規定をしております。

149条の3をご説明いたします。149条の3では、減免に係る届出上の規定を新たに加えるものであります。第1項につきましては届出書に記載すべき内容、第2項では届出書に併せて提出していただく添付書類について、第3項は届出をすることができる期間について明記したものであります。

附則1では施行日を令和6年1月1日とすることを明記したものであります。

追加説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） なしということで、議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（江刺家静子君） 次に、議案第2号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、簡単に補足説明をさせていただきます。

議案第2号は、軽米町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのがございます。それを定める条例の一部改正ということでございますが、中身については本会議でご説明したとおりでございますが。平成26年の厚生労働省令第63号の一部改正ということで、令和4年度の11月30日通知では、厚生労働省令159号で安全計画と業務継続計画並びに衛生管理についての一部改正があったものでございます。

続きまして、12月28日の同じく厚生労働省令の175号において、車内の安全確保について通知があったものでございます。

いずれも感染症等の安全に関すること、あとは車内の安全確保ということで、置き去りの事件等がございましたことから、そこに安全装置等の設置を義務づけるというような内容となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 1つは確認ですけれども、これは児童クラブの内容のことでしょうか。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） そうです。

○6番（中村正志君） それで、この中に自動車を運行する場合の所在確認というふうな

ことがありますけれども、軽米の場合はタクシーのほかにこういうふうなこともやっている事例はあるのでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在のところタクシー以外に車を利用しての事業等は行ってはおりませんが、一応今後何かあれば、ほかのバスに乗せてかるまい文化交流センターですとか、あるいはいろんなところに行く可能性もあるのかなということで、一応規定はそのまま載せてきたということでございます。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私の頭の中の記憶なので正確なことかどうかは分からないのですが、今の補正だったのか、前に予算化したのだったか、保育の送迎のバスの何か安全装置をつけるというのをどこかで見たような気がするのだけれども、それとは関係あるのでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前回だったか、前に補正で取ったものについては、小軽米保育園への笹渡学区からの送迎車に対しては、そのタクシーに安全装置をつけるという国庫補助事業がございましたので、そちらも義務化されるということでしたので、そちらにはつけるということで、今回の件についてはまた別個でございます。

以上です。

○6番（中村正志君） 了解。

○委員長（江刺家静子君） あと質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（江刺家静子君） 続きまして、議案第3号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 本会議場でご説明したとおりでございます。補足説明はございません。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） なければ、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（江刺家静子君） 次に、議案第4号を議題とします。

提案理由の補足説明がありますか。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） 本会議場でご説明いたしましたので、特に説明はございません。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 老人福祉センターについては、40年以上経過した建物でもあり、以前にも新たな改築計画についていろいろ質問された経緯もあるのですが、最近ちょっとトーンダウンしておるわけですが、結構修繕費用等がかさんでいるなど。監査も行われていて、その監査結果の中ではそういう古い建物の中で安全性を保って職員がよくやっているというふうな評価をいただいているようですけれども、その改築計画及び前々から軽米町に風呂が欲しいと、建設してほしいという要望等が以前結構あったわけですが、それらに対して老人福祉センターの浴場、風呂を活用するというふうな考え方も一時町長が説明されたような気がするのですが、それも含めての今後の改築計画等の状況は今どのようなになっているかお伺いしたい。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

老人福祉センターももう何十年もたっておりまして、かなり老朽化しているというところで、本年度においてもいろいろ修繕も行っておりますし、毎年度のようにあちこち壊れまして、そういうところを修繕しているというところでございます。

老人福祉センターの建て替え計画等についてでございますが、町の中で個別施設計画というような中で一応計画をつくって定めておりますが、その中では近々やっつけていかなければいけないというような時期に来ております。そこについてはいろいろ社会福祉協議会の今後の展望等を踏まえながら行っていきたいというところで、令和6年度あたりから社協というか老人福祉センターの建物が今どのように活用されて、どのようなニーズがあるのかという調査を始めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（中村正志君） いいです。

○委員長（江刺家静子君） なければ、第4号の質疑を終わります。

◎議案第5号から議案第12号の審査

○委員長（江刺家静子君） 次に、議案第5号から議案第12号までの8件ですが、一括して議題としたいと思います。

提案理由の補足説明があれば説明をお願いします。

産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） 議案第5号から議案第12号につきましては、これまでの指定期間が令和5年度で満了することから、令和6年度からの令和8年度までの3か年について新たに指定しようとするものでございます。

議案第5号から議案第8号につきましては町内の農構センター等でございますが、現在各地区の運営協議会の方から指定管理のほうをやっていただいておりますが、引き続きお願いしたいと思っております。

議案第9号から議案第12号の観光施設につきましては、公募したものの応募者は株式会社産業開発1社のみであり、選定委員会に諮り候補者になりたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 1つは、以前山内農構センターとか円子の生活改善センターがあって、そこが今、地区の交流センターに新しいものを建設しているわけですがけれども、ここの中でも山内と円子のあれは廃止されていると思いますので、載ってはいませんがけれども、その建物のその後の状況はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですが、旧施設は建物そのままでございます。特に管理はしてございません。そういう現状です。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 管理はしていないということは、電気、水道等は一切使われていない。全くの空き家同然の建物であるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 経過を申し上げますと、地区センターが新たに建設されて、その施設については行政財産として管理はうちのほうではしてございません。その後の使い道ですけれども、普通財産に所管換えをしてございますので、その後の経過はちょっと掌握してございません。経費は行政財産としてはかけていないというふうなことです。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 全く経費かけないで管理もしない、空き家同然であると。今、民家での空き家等も大きな問題になっている状況の中で、普通財産であろうが、何であろうが、町の財産としてそういう状況にしておいていいのかどうかということをやっと疑問に感じるのです。空き家等においては、野生の動物等もかなり侵入しているというふうなことも聞いたりしているのです。円子とか山内のセンターでも、そういうこともないわけではないのではないかと。その辺、誰が状況を確認していくのか。全く何か救いようがないような状況に聞こえるのですけれども、果たしてそれでいいのかどうか。やはりもっと真剣に、町の財産をきちっとやってから、各民家の空き家の処理をどうするかとかというようなことを考えるべきではないのかなという気がするのですけれども、この辺のところ、町としていかなものかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった形で公共施設等大分建て替え等の後に空き家同然としてまづなっているということで、町にすれば問題であるという認識はございます。有効活用するにもなかなか資産も多い。前にも上山委員さんからもご質問等いただいて答弁しておりますが、軽米町公共施設等総合管理計画、個別施設計画、そういったものを一旦立ててはおりますけれども、それを常に見直ししながら、今後あるべき姿を確実に計画しまして、基金のほうも創設いただきましたので、そういった基金の中に造成しながら、財源を積みながら、あるいは他の施策といいますか、国あるいは県のそういった助成等も見据えながら、有効活用を図るために管理をしていきたいと思えます。

ですので、場合によっては除却等の部分も早急に検討しながらということで、各課連携して取り組んでまいりたいと思えます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いずれ新たな施設を建設して、今まであったのが不要になったというのはここに限ったことではないと思えますので、全て解体するのか、または有効活用するのか、二者択一でもいいからやはりそういうふうな考え方をきちっとして、今後どうすればいいかというふうなことを考えるべきだと思えますので、その辺のところは何とかやっていただきたいなというふうに強く要望したいと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。生活改善センターの指定管理を行っているわけですが、今回、昨日の一般質問でもあったようですが、晴山出張所、小軽米出張所の業務を郵便局に委託するという、これについては前に

我々、議員全員協議会のほうで説明いただきましたので、私はもう当然、来年の6月にはそういうふうになるものだというふうに認識していましたが、町民から聞かれたときにもそういうふうに私は答えています。昨日、何か町長の答弁の中には、もう少し時間をかけて説明をしていきたいとかというふうな、何か私に言わせれば、決まったことをもっとストレートに決まったからもうこれで進めたいというふうな言い方をしてほしいなと思ったのですけれども、そうではないような言い方もして、私は多分6月から委託するのだと思うのですけれども、それはそれとして、中央公民館があって、軽米地区、小軽米地区、晴山地区公民館というふうな形で、晴山地区の公民館は公民館として建設されたものであると。それでも50年近い年月を経ていると思いますけれども。小軽米の場合は、そういう小軽米公民館という、公民館としての施設はないということで、生活改善センターを公民館の代わりにして指定していたと。今回もそういうふうな設置条例にしたようだけれども、ただ中央公民館もない状況の中で、小軽米地区公民館というふうなものをわざわざつける必要があるのかな。今まで多分出張所としてやっていましたから、そこに併設する形で公民館を出張所が管理するというふうなことでやっているかと思うのですけれども、出張所が廃止というか、郵便局のほうに業務委託するということになったら、出張所業務は別になるので、小軽米の場合は小軽米生活改善センターとして今後運営していくべきではないのかなと。あえて公民館というふうに名をつけておく必要があるのかなと、ちょっと私は疑問に感じます。ほかの生活改善センターと同様に、あそこも小軽米地区の方に指定管理として管理していただくということが条例上というか、今決まっている運営規則の中でスムーズなやり方ではないのかなと。以前、小軽米の人たちの話を聞くと、上河南には公民館がないということで、上河南としてあそこを利用させていただいていると。あそこがなくなれば上河南として非常に困るというふうな話も聞いたことはありますけれども、しかし小軽米でも下河南とか、沢田とか、それぞれ地域公民館を造っている部分はあるわけですから、別に上河南だけそういうふうな特例ということはある得ないのではないかなというふうに私は逆に思う。公平性を考えた場合、あえてほかと同じようにして、小軽米の場合、公民館と位置づけなくても。どうせ職員は置かないでしょうから、ただ貸し館だけになるのではないかなというふうに想定するわけだけれども、ほかの小玉川とか、米田とか、ほかの生活改善センター、農業構造改善センターと同様に小軽米も指定管理としてやるべきだと、今の状態の中ではやるべきではないかなというふうに私は思うわけだけれども、その辺の考え方はなかったでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） 小軽米につきましてですが、産業振興課のほうではあくまでも生活改善センターとして業務、郵便局に受けてもらった以降、直営で

当面の間、生活改善センターとして管理を考えております。

その後ですが、他の生活改善センター、構造改善センターと同様に、地域の方で運営協議会のほうを立ち上げていただいて、そちらのほうに指定管理をお願いしたいと考えております

公民館等の位置づけにつきましてはちょっと私のほうからは。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 産業振興課の立場であればそのとおりだなと。今までも管理費は産業振興課のほうで予算化していたようですので、それはそのとおりではないのかなと。出張所業務も委託するという事になれば当然その費用も別になるでしょうし、ということは、今の総括課長のお話でいけば、今後は指定管理を想定していくのだというふうなことをお話しされました。

それでは、その公民館という位置づけについてはどのように内部協議されているのかなということ、併せてお伺いします。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

晴山公民館につきましては、今後出張所業務が委託等の流れが出た場合に地域の皆様とご相談の上検討してまいります。現段階では小軽米生活改善センターの指定管理の流れ等を踏まえて対応してまいりたいと、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いきなり質問で恐縮でしたけれども、でも今後検討する内容ではないのかなというふうに思いますので、内部協議を進めていただければと思います。

それでは、ちょっとまた別な質問で、この生活改善センターのほかに中山間での施設、増子内と大清水と、プラス山内地区交流センターと円子地区交流センターと、生活改善センターというよりは大きな費用もかさんでいるのではないかと思いますけれども、これらに対する指定管理費というのは年間幾らぐらいおあげしているものなのか。また、それぞれの決算状況はどのようになっているのか。また、利用状況はどのようになっているのか。本来ならば資料要求すべきでしたけれども、資料もちょっとそれできなかったもので、口答でもし分かっている範囲で説明いただければと思います。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですが、指定管理料に

ついてお答えいたします。

現在、令和3年度から令和5年度まで、一律8万円としてございます。決算状況も同様です。1施設8万円となっています。

〔何事か言う者あり〕

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 令和3年、令和4年、令和5年、いずれも8万円で推移してございます。

○6番（中村正志君） 決算状況は。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 各施設のところからセンター管理についての決算書を頂いてございます。決算状況については、新しい施設ほど経費がかかってございますけれども、役場としましては最低基本部分というふうなことで8万円としてお願いしてございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私は今、なぜ生活改善センター、農構センターと別に質問したかという、やはり今言ったように新しい施設ほど経費がかかっていると、そのとおりではないのかなと思うわけですが、経費がかかるところとかけないところでも一律8万円でいいのかなと。別にそれを熟知しているわけではないので分からないのですけれども、その辺のところはいかがなものかなと。だから、決算状況はどうなっているかというのは、そういうことで伺いましたのです。山内地区交流センターだったら、生活改善センターがそういうふうに変ったというふうなものとして考える。円子は円子の構造改善センターというか、変ったというふうなことだけれども、ただ経費はかかるのだよということであれば、その経費の収入源はどこにあるのかなというふうなこと、各地域の住民の負担だけなのか、または別なところにもあって何とかやっていたりしているものなのかと、その辺が分からないのですけれども、その辺のところを各地域からのもっと上げてほしいとかというふうな声はないのかなというふうなことをちょっと思ったものですから、質問させていただいています。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） 現在の指定管理の委託料でございますが、役場としましてはあくまでも基本料金部分で、その後使えば使うほど経費がかかってきますので、そちらにつきましては使用料を取って対応していただきたいということで、基本料金部分を今までお支払いしております。電気、水道、ガスなどの基本料金、今回積算するに当たっては、役場で年間お借りするものを加味しまして、今後令和6年度から令和8年度につきましてはエネルギーの高騰等ございますので、現在値上げについて検討中でございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） そうしますと、円子なんかはパンの加工をやっていて、多分経費等かなりかかっているのではないかと思うのですけれども、その辺のところをどこまで把握しているか分からないですけれども、パン工房の使用料を払って、なおかつ収益につながっているかどうか、その辺はどのように把握されていますか。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） 円子地区交流センターにつきましては、運営協議会のほうにパンの工房のほうから使用料のほうを一部助成いただいているというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○6番（中村正志君） いいです。

○委員長（江刺家静子君） そのほかありませんか、議案第5号から議案第12号までです。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） では、ないようですので、議案第5号から議案第12号までの8件の質疑をこれで終わります。

◎議案第13号の審査

○委員長（江刺家静子君） 議案第13号を議題といたします。

議案第13号は、歳入と歳出分けて、歳入は一括して総務課から、そして歳出は款ごとに各担当課から説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「進め方でちょっと」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 宇漢米館のことについてご質問したいのですけれども、これは総務費のところで行うべきか、教育委員会のほうで行うべきか、そこを教えてください。かるまい文化交流センターの運営費は総務費の中に入れてあったから、どっちのほうで質問すればいいかなど。委員長の裁定でいいですけれども。

○総務課総括課長（日山一則君） 今の補正に関してですか。

○6番（中村正志君） いや、補正でなく、運営について聞きたいので。

○総務課総括課長（日山一則君） 補正とは関係なくですか。そこはどこでも……

○委員長（江刺家静子君） 休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○委員長（江刺家静子君） それでは、再開します。

議案第13号、説明をお願いします。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、議案第13号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本会議場で歳入歳出予算の総額あるいは第2表にあります債務負担行為の設定について説明しておりますので、そちらは省略させていただきます。

5ページをお開きください。歳入の事項別明細書でございます。今回の補正につきましては、15款国庫支出金、それから16款県支出金、ページをめくっていただきまして19款繰入金、21款諸収入という歳入科目の補正をしております。関連がある部分はまとめてご説明申し上げたいと思いますので、国庫補助金等を併せて説明したいと思います。

最初に、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金でございます。1節にあります保険基盤安定負担金、こちらは同様に16款、下のほうにございますが、県負担金のほうの2節保険基盤安定負担金、2つございます。こちらは、いずれも国民健康保険税の軽減、いわゆる応益分の7割、5割、2割の軽減に対しまして公費でその部分を補填、負担するというものでございます。毎年10月にその賦課の部分で精算を行いながら額を確定していくという中で、国の負担分2分の1、その相当分が13万3,000円の減額となります。また、下のほうにございます県支出金が、これは4分の3の負担、39万6,000円が減額となります。

以上のことから歳出予算のほうで基盤安定負担分の繰入金という形で補正額がございますので、それは後ほど国保会計のほうでご説明申し上げます。

次に、国庫負担金に戻りまして2節の障害者総合支援等給付費負担金、これにつきましても16款の県支出金、3節のほうに障害者総合支援等給付費負担金というふうに国・県ございます。こちらにつきましても、2つの事業を予算化したものでございまして、まず1つが障害者総合支援法給付費でございますが、こちらについては利用者が増となったということから2,200万円の歳出予算を増額しております。国庫負担が2分の1、県負担が4分の1ということで、こちらの説明にございますとおり1,100万円、国庫負担金の増、それから550万円、県負担金の増ということでございます。

続きまして、2行目にございます障害児通所給付費等負担金、これにつきましても障害児の通所給付費が利用者の増で増えたということで、410万円の歳出予算を計上しております。こちらにつきましても、国費が2分の1、県費が4分の1ということで、それぞれ計算しました国が205万円、県が102万5,000円の増額ということで予算を計上させていただいております。

それから次でございますが、中ほどの2項国庫補助金、最初に1目総務費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、916万5,000円の増額補正でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということでございますが、当初予算で歳出予算を計上しておりますが、戸籍事務の改善事業充当分ということで、今回国費が決定となった部分を歳入のみ補正した部分が552万2,000円となっております。また、今回新たにシステム改修を歳出予算で計上しておりますが、マイナンバーカードへのローマ字の表記対応のためのシステム改修ということで364万4,000円、歳出予算計上しております。これに国費が100%交付があるということで、その部分364万3,000円を今回補正計上しております。合わせて916万5,000円となります。

次に、2目の民生費国庫補助金でございます。こちらは保育対策総合支援事業費補助金、これにつきましては笹渡保育園から園児を送迎しておりますが、その送迎車両への安全装置の設置、いわゆる園児の置き去り等が起こらないようにということで、国のほうから100%の助成があるものでございます。歳入歳出とも35万円を計上しております。

以上が5ページでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。19款繰入金を飛ばしまして21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入でございます。534万3,000円の補正でございます。1つが軽米町商工会補助金の返還金10万7,000円、これにつきましてはコロナ交付金を活用した地方単独事業を行ってまいりましたが、その際のプレミアム付き商品券の発行事業を行いました。残念ながら換金されなかった部分があって、換金されなかった部分そのまま商工会のほうに滞留、残っているという形で、その部分に交付金が充当されている部分があるということで、会検等で指摘がされております。その部分について返還を商工会のほうに求めるという形で、今回10万7,000円の歳入予算を計上し、併せて歳出予算のほうに国・県へ返還するという形で10万7,000円を計上しております。

それから、最後ですけれども、スポーツ振興くじ助成金523万6,000円、これにつきましては既に歳出予算化しましてかまいたち文化交流センターのトレーニング機器を整備しておりますが、その654万5,000円の80%の助成ということで今回助成が決定しておりましたので、歳入予算だけ計上しております。

あと、最後でございますが、今回補正する歳出の財源が不足する部分1,462万6,000円、これにつきましては19款繰入金の財政調整基金繰入金で調整したところでございます。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 歳入について質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 今説明いただきましたけれども、スポーツ振興くじ助成金、これが歳入にあったから、歳出で新たにまた何を買うのかなというふうに見つけたところ何もなかったので、多分今の説明のとおりなのかなと。この予算書の作り方なのですけれども、私の認識とちょっと違うなど。当初から普通トレーニング機器を購入しようと、必ず購入しようというふうに思っていたと思うのですけれども、だからそのときに、では財源はどうするのかというのが普通、歳出があれば当然歳入のほうを想定するわけですが、そのときにこのスポーツ振興くじの申請していなかったのかどうか分からないのですけれども、それを想定して普通トレーニング機器をそろえますよということで、そのときは決定していなくても、普通であればそこで歳入としてそれも予算化して歳出は幾らだというふうにやるのが一般会計の普通のやり方なのかなというふうには私は思うのですけれども、これが多分、今ここでこう上げているということは財政調整基金、町の単独の部分でやって。だから、我々に対する説明がいまいち不足しているのではないかなという気がします。なぜならば、我々は今度何か事業をやるというときには、では財源はどこから持ってくるのだろうと、財源をどうするのだろう、町の単独事業なのか、補助事業なのか、起債事業なのかと、そういうふうなこともある程度我々は想定しながら理解していくものだと思うのですけれども、このやり方をしていけば、ただとにかく事業をやるのだよと、何かを買うのだよと、ただ、買うのだけれども、財源は何なのか、何もないから、今のところ町の単独の財政調整基金を充てればいいのだと。何かこの辺はちょっとあまりにも考えが浅いといえますか、ちょっと説明不足ではないのかなというふうに感じる。これに限ったことなのか、全体的にそういうふうになんかやってこられてきているのか、ちょっと分からないのですけれども、この予算書の作り方としていかがなものかなと、その辺の考え方を再度お伺いしたいのですけれども。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問ですけれども、確かにこの事業は確実にやるということで予算を計上して、皆様からご議決いただきまして事業を執行してまいりました。その際にも説明したかどうか、今ちょっと定かではございませんが、いずれそういった事業を活用してやりたいというふうなことはご説明申し上げたのかなというふうに思います。ただ、そういった事業が確定していない、この助成が100%でない中でこの財源を当て込んだ際に、後からやっぱりできませんでしたという取下げということになれば、さらにその財政事情が見えなくなる。今ある一般財源あるいは基金、そういった部分の今後の見通しも踏まえて、最悪といえればおかしいのですけれども、もし見込まれなかった場合のことも想定しながら予

算編成した部分もございます。

ただ、もう確実に100%これは国費として来るものだよと、ただ、今はまだ内定ももらっていないと、そういった部分の微妙なラインはあるかもしれませんが、そういった際とは区分して、やはり申請しての決定ということなので、やはり内示内報をもらった際の予算化という形で捉えたいと思いますし、これまで説明不足があった分であれば、その部分は真摯に反省してまいりますし、そういった財源を見込んでの事業をこれから進めていくというふうな説明をしていくように努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） まだ決定していないのを想定で見込んで歳入に入れておいた、それが結果としてできなかった、だから事業もできなかったと。だって、今のやり方を裏返しをすれば、逆にスポーツ振興くじ、決定はしていないけれども、これを想定してこの事業をやるよというふうに考えてやった場合に、実際は決定できなかった、だったら逆に町単独の町費を充てればいいだけなのだ。今は逆のことをやっていますよね。町費を先に充てて、これは決定してから、後でこれだけを歳入として入れていると。多分財政調整基金のほうをマイナス補正しているかもしれませんが、そういう説明はまず逆ではないか。最初にそういうふうな考え方をしているのだったら、そういう考え方をしたほうが我々に対する説明が二度手間にならないのではないかなというふうに私は思うわけです。

2年前でしたか、ライスセンターの事業について全額、町はトンネルといいますか、国から来たものをそのままトンネル抜けて農協のほうに出すというふうなあれで、それこそ決定もしていない中で予算化して、町長の施政方針の中においても非常に大事業だということを説明しておきながら決定できなかったと、そういうふうな事例もあります。だから、その場合とこの場合とはまたちょっと状況は違うのかなと。

やはりこういうふうに確実にやらなければならないということでこういうことを想定しているのだったら、前もってこういうことでやる予定ですよということで予算化したほうが私は分かりやすい。もし決定できなくても、当然町費でやるというふうな考え方をしていただろうから、そういうことであれば私は当初にそういうふうな考え方で皆さんにお示ししておいたほうが我々も理解しやすい。そんなにそんなに町の財政が厳しくなるような状況ではないのだよということを町民にも説明できるし、だからそういうふうな考え方をしてほしいなと私は思うわけですが、この辺のところを再度お伺いしたいのですけれども、いかがですか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） そういった部分も踏まえて丁寧な説明をしてみたい

いと思います。

○委員長（江刺家静子君） あと歳入の質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、少し早いのですが、今10時50分です。

11時まで休憩にしたいと思います。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（江刺家静子君） それでは、再開いたします。

次に、歳出に入ります。2款総務費の提案理由の説明を求めます。

総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。予算書は7ページを御覧いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、13節使用料及び賃借料、金額が40万9,000円となります。こちらは、例規システム使用料の増額ということで、当初見込んだ条例の改正等の件数が上回ったことから補正をするものでございます。

続きまして、11目諸費、18節負担金、補助及び交付金、金額は7万6,000円でございます。二戸地区広域行政事務組合負担金となります。こちらは総務費関連の補正予算となっておりまして、その内訳につきましては主に二戸地区広域行政事務組合の人事異動に伴う給与及び手当等の増額に対する補正となります。こちらにつきましては、8ページの民生費及び9ページの衛生費、それぞれ二戸広域事務組合の負担金の補正がございしますが、内容につきましては同様の内容となっております。

続きまして、同じく22節償還金、利子及び割引料540万6,000円のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金8万円、同じく2項目めの新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金返還金2万7,000円、こちらにつきましては先ほど歳入で総務課総括課長より説明申し上げましたが、商工会の商品券発行事業のプレミアム相当分の返還金に伴う支出の補正となります。

なお、上段の返還金8万円につきましては国の交付金の返還分、2項目めの2万7,000円につきましては県補助金に係る返還分となっております。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、同じく2款の11目諸費についてご

説明いたします。

22節の償還金、利子及び割引料の中でございますが、3つ目のところでございます。令和4年度障害者医療費国庫負担金返還金371万5,000円、同じく県費負担金返還金として13万8,000円でございます。

続きまして、令和4年度子ども・子育て支援交付金返還金として138万7,000円となっております。

次に、令和4年度子育てのための施設等利用給付交付金返還金ということで7万5,000円、同じく負担金返還金3万8,000円ということになっております。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 町民生活課総合窓口担当課長、寺地隆之君。

○町民生活課総合窓口担当課長（寺地隆之君） それでは、続きまして8ページを御覧いただきたいと思っております。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料についてご説明いたします。こちらは、戸籍事務及びマイナンバーカードのシステム改修に係る経費として820万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。住民基本台帳システム改修業務委託料が364万4,000円、戸籍附票システムが292万6,000円、戸籍情報システムが163万4,000円となっております。

令和2年度より戸籍のデジタル化のためのシステム改修を続けておりますが、国から示されておりましたシステムの使用が変更されたことがございまして、追加で機能整備を行う必要があるものでございます。

このうち364万3,000円につきましては、先ほど歳入での説明がございましたとおり、国費での対応となるものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 説明いただきました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 例規集についてですけれども、例規集の更新サイクルというのは、どのようになっていますか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 条例改正あるいは規則改正、そういったものを町では例規として公表している部分でございますが、四半期ごとですね、各課にそういった、議会ごとに条例があればそういった部分等を調査いたしましてそれを加除するという形でございます。

このほど、件数が増えたということで追加をお願いするものです。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 戸籍の関係、説明いただきましたので、関連になるかとは思いますが、出張所は町民生活課の管轄であるということで、昨日もちょっと話題になったのですけれども、それぞれの認識が違うのではないかなと思ったりして、私は今確認したいのですけれども、出張所は戸籍業務等の出張所であると、一般的にいう総合支所みたいなものではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。昨日の総括課長の説明もそのように言われたような気がしていましたが、戸籍事務等の事務をやるための出張所だよと。だから、それをそのまま郵便局のほうに委託するのだというふうに私は聞いたような気がしておりました。何かその受け取り方がそれぞれ違うのであろうまかないのではないかと思ひまして、確認の意味で今お伺いしたのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、支所であった時代は総務課、要は役場の機能がそのまま小軽米、晴山という形で全てがということだったと思いますので、総務課が所管しておりました。様々な変換を経て、何ていいますか、業務の関係を見直しまして、支所が出張所となった時点で、そういった戸籍あるいは住民基本台帳事務とかそういった部分に業務が縮小されてまいりまして、その間、町民生活課のほうに所管ということで、管理のほうもそういった形で、予算等も移動したというふうに思っておりますので、そういうことから今回出張所の業務の廃止と申しますか、業務を民間委託することによってその業務がなくなるよという部分での出張所がなくなるということで、本来のコミュニティー活動等を行う公民館あるいは生活改善センターということで、地域の方が交流等をする施設としては先ほど来回答しているとおりそういった形で機能していくというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 説明会を行ったと、私も初めて聞いたのですけれども、それはそれぞれの、晴山は晴山地区の人たちだけ、小軽米は小軽米地区の人たちだけに呼びかけて開催されたものなのか、それを開催した時点で参加者は何人ぐらいだったのか、その中でどのような意見等が出されたのか、分かる範囲で教えていただければ。

○委員長（江刺家静子君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

10月23、24日に行われました説明会のほうは、「広報かるまい」お知らせ版に掲載をいたしまして全町民に周知をいたしました。そして、それぞれの出張所、10人ないし15人の参加者でございました。町のほうからは経緯と、あとは委託

の内容といたしますか、というところをご説明しまして、皆さんのほうからご意見をいただいております。

まずは、出張所でこれまで取り扱っている業務について郵便局への委託を進めるということで、機能の部分で100%今やっているものが引き継げるものではなくて、引き継げないものも出てきますというところもご説明をいたしました。それから、出張所がそれに伴って閉所になりますので常駐の職員はいなくなるということとか、あとはその後の施設につきましてはそれぞれ小軽米生活改善センター、晴山公民館として存続をしていきますので、これまで同様にずっと利用していただけるものですというようなお話をいたしました。

地区の方々からは、できるだけ住民にとって、これまで利用していた方々にとって不便のないように業務を引き継げるような内容にしてほしいということですか、あとは閉所後の施設の管理についてはどのようにしていくのでしょうかということなども話をいただいたところでした。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 最後に、確認を含めて、先ほどから晴山公民館、小軽米生活改善センターは出張所からは撤退するけれども、今まで同様の地域のコミュニティーづくりのための機能は継続していくのだというふうなお話されていましたが、それは一つの公民館活動の部分だとは思いますが、でも晴山公民館と小軽米の公民館の館長は町民生活課長が館長ですよね。先ほど教育委員会の総括次長が説明されましたけれども、その辺のところもうまく内部協議がされていないような気がしているのですけれども、その辺いかがですか。

〔「休憩させてください」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（江刺家静子君） 再開します。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） その辺の部分については、組織、機構の見直しも踏まえながら整理してまいります。

確かに今ご指摘のとおりちょっと分かりづらい部分、そういった部分もあろうかと思いますが、ただ、地域にとってそこが有効に活用されるということを中心に見直してまいりたいと思いますので、そこは調整いたします。

○委員長（江刺家静子君） あと質疑ありませんか。

細谷地委員。

- 10番（細谷地多門君） 今の関連ではありません。令和4年度子ども・子育て支援交付金返還金138万7,000円、このことについてちょっとお伺いしますが、課長、この内容、小さくない金額なのですが、この支援事業で返還、どうしてそうなのか、内容をちょっと教えてください。
- 委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度子ども・子育て支援交付金に係る事業の内容といたしましては、特定分としては放課後児童健全育成事業に係る助成金、あとは一般分としては利用者支援事業の交付金と、あと乳児家庭健康訪問事業、あとは養育支援訪問事業、あと地域子育て支援拠点事業等の助成金というか補助金でございます。

その中で、内訳でいいますと、放課後児童クラブでは6万7,000円が不要になったというところですが、一番大きいところが地域子育て支援拠点事業のところですが、121万5,000円の返還金が出ております。こちらにつきましては、ピヨピヨ広場の部分でございます。こちらにつきましては、大きい金額ではございますが、職員が1人途中で辞めた状況もございまして、人件費の分がちょっと不要になったという部分で、このようになっております。

しかしながら、その運営に関しては健康福祉課のほうにもそちらに行く支援員が2人おりますので、そこについては開催に支障のないような運営を図っております。以上でございます。

- 委員長（江刺家静子君） 細谷地委員。
- 10番（細谷地多門君） まず分かりました。金額が大きいものですから、何で、中身がどうなのかなと思っていたら、大きいのはそのピヨピヨ広場を担当していた職員が辞めたと、途中で。それは個人的な理由かも分かりませんが。支障があるのかなと思います。課長は今答弁でないというようなことを言っていましたが、せっかく予算化してやったのに、円滑に進めるためにやっぱり支障がないように、担当を見つけるとか、交渉するとかの対応をお願いしたいと思います。いかがですか。

- 委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますが、後任の方の募集はいたしました。なかなか対応していただける方が見つからない状況がありまして、しばらくの間空席になっておりましたけれども、新たな方が今来ておりますし、今かるまい文化交流センターのほうに移設いたしましたので、そちらに対しても今までの開催よりも開催日数とか時間が延長になるということで、新たな職員も2人ほど採用いたしまして、今4人の体制と、あとは健康福祉課におります支援員の2人で対応しているという状況でございますので、今のところは何の支障もな

く進んでおります。

以上です。

○10番（細谷地多門君） 分かりました。

○委員長（江刺家静子君） あと、総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） では、ないようですので、2款総務費の質疑を終わります。

続きまして、3款民生費、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、3款民生費、1項社会福祉費のご説明をいたします。

3目のほうからご説明いたします。老人福祉費でございますが、12節の委託料でございます。こちらにつきましては、高齢者「食」の自立支援事業委託料の増額をお願いするものでございます。夏頃からの対象者というか、その申込みをされる方の増と、あとは1人当たりの依頼の食数が増加しているというところから、増加分の委託料を計上させていただいております。

次に、18節でございますが、負担金、補助及び交付金ということで、二戸地区広域行政事務組合負担金、介護保険特別会計負担金でございます。これは、先ほど総務課のほうでもご説明いたしましたとおり、4月の定期人事異動に伴う人件費の増ということでございます。

次に、5目の障害者福祉費でございますが、12節の委託料、障害者福祉管理システム改修業務委託料ということで33万円。こちらにつきましては、令和6年度から障害者福祉サービスの報酬改定に伴ったシステム改修を年度内に行うものでございます。

次に、19節の扶助費でございます。障害者総合支援法給付費とございますが、2,200万円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、障害者の総合支援に係るサービスの対象者、サービスの量が増加しております。

次に、2項の児童福祉費のほうに移らせていただきます。2目の児童措置費でございます。こちらが、障害児通所給付費ということで、410万円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、障害児の通所給付に係る利用件数等の増によるものでございます。

次に、4目でございますが、児童福祉施設費の10節需用費の中の賄材料費でございます。55万円を計上しております。こちらは、当初に見込んでいたより園児の数が若干増えたことと、あとは物価高騰により賄材料費が高騰しているというところから不足となったものでございます。

次に、18節の負担金、補助及び交付金でございます。こちらが、園児送迎用バ

ス安全装置装備補助金ということで、35万円を見込んでおります。こちらにつきましては、先ほど申しましたように小軽米保育園送迎用の車両への安全装置の装着ということで、国の100%補助事業を利用して整備するものでございます。

健康福祉課分は以上です。

○委員長（江刺家静子君） それでは、3款民生費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 勉強不足で大変恐縮なのですが、高齢者「食」の自立支援事業というものの内容を教えてください。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） こちらにつきましては、自分で食事を用意できない高齢者の方と、あとは障害者の方、こちらは高齢者の部分になりますが、こちらの方には二戸地区広域行政事務組合の事業の中の地域支援事業の中で行っているお年寄りにお弁当を届ける事業となっております。こちらにつきましては、お弁当代を本人から一定額いただく。あとは、安否確認等を兼ねて行っている事業となっておりますので、町内4業者をお願いいたしまして、お弁当を届けるとともに高齢者の方々に直接手渡しをする、それで判こをついてもらうというような形で行っている事業でございます。

夏頃から、何ていうのでしょうか、体調を崩される方が多くなったみたいで、デイサービス等にも行けなくなったということで、この事業はサービスを利用した日は利用できないというふうな規定になっておりますので、デイサービス等に行けなくなったのでお弁当を毎日お願いしたいという方が増えてきているということで、今回増額させていただく内容となっております。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） これの本人の費用負担は幾ら、全額補助となっているのですか、ではなく。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

規定の中では、本人負担分で賄い材料を準備していただいて、弁当を作っていたら、役場から出す委託料とともに頂いて運営を各事業所さんに図っていただくということになります。本人負担としては、今頂いているのがお弁当が1人当たり320円、それとおかずが220円となっております。あと、委託料については900円弱ぐらいだったかなと思いますが、今年いろいろ業者と打合せもしておりますが、なかなか食材の高騰あるいは燃料費の高騰ということと、あとは最低賃金の

引上げによりまして、配達員の方々をお願いするのにほぼ最低賃金でお願いしているようでございまして、そちらについても値上げになったというところでなかなか経営が厳しいということもございまして、いずれ個人負担額と、併せまして委託料の金額等も見直しをせざるを得ないのかなというような今感触を受けております。以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） あと質疑ございませんか。
中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。

次に、障害者総合支援法給付金は、2,200万円という補正にしてはかなりの大金だなと思えますけれども、障害者の増えている状況といいますか、どういう障害が増えているのか、サービスをどのようにしてこれだけの費用を負担されるのか、ちょっともう少し詳しく教えてください。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） 障害者の総合支援法に係る給付費ということでございますが、これについては多岐にわたっておりますのでかなりの種類になるということでございます。こちらにつきましましては、軽米町でいいますと本年度4億3,000万円ぐらいの給付費がかかっております。その中で最近増えているのが放課後デイサービスですとか、あるいはショートステイですとか、そういうところにいるいろいろなサービスがあって、それを最近各事業所がそういう方々にお勧めしているという状況もあって、なかなかサービスが増えていっているということで、障害者の方が特別多くなっているというわけではございませんが、その中で利用するサービスの種類が増えてきているということで、これもやっているけれども、うちで大変になってきたからショートステイも使おうとか、あるいは放課後デイサービスも使いたいというような方が増えておりますので、総じて、毎年ですけれども、これぐらいの増額が出てきているという状況でございます。

予算措置のときもちょっと多めには取っている状況でもございますが、しかしながらその想定を上回ったサービスの増があるというところでのこのようになってございます。よろしくお願いたします。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今お話しになった放課後デイサービスというのはどういう内容ですか。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） 放課後デイサービスというのは、各事業所、やっているところがこの辺では二戸市とかにはあるのですが、その中で親御さんが学校に直接迎えに行けないような感じだったり、あるいは迎えに行くのだけれども、

その後も仕事に行かなければいけないという形で、休みを取って子どもを送り届けるというような方がいらっしゃいますので、そういう方が利用する放課後デイサービスということで、学校が終わった後、放課後児童クラブのような形で施設を利用するというサービスとなっております。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） あと、民生費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、次に移ります。

4款衛生費について、提案理由の説明をお願いいたします。

町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、18節負担金、補助及び交付金について説明いたします。

先ほど総務課のほうでも説明がございましたが、二戸地区広域行政事務組合の負担金といたしまして91万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 4款、質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、次に6款に移ります。

6款農林水産業費、提案理由の説明をお願いします。

町民生活課総合窓口担当課長、寺地隆之君。

○町民生活課総合窓口担当課長（寺地隆之君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費、8目生活改善センター等運営費の12節委託料38万5,000円につきましてご説明申し上げます。

こちらは、小軽米生活改善センターの運営費でございますが、センター敷地内のカエデの大木に大きな枝折れが生じまして、片づけ、撤去を行った際に木の内部に腐食した部分が見られました。その後は危険な箇所がないか日々点検しながら対策を検討してまいりましたが、広範囲にわたり枝先が枯れてきたり、また葉の変色が広がり続けていることから樹勢が衰えていることが明らかなこととなり、残念ではございますが、枯れている、そして腐食が進行しているものとの判断に至ったものでございます。今後も、枝折れ、また落下により被害が生じる可能性もございます。また、周辺住民の方からも伐採の要望がございましたので、安全確保のために施設の支障木として伐採及び撤去を行う委託料として38万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、6款の質疑を終わります。

続きまして、8款土木費、提案理由について説明をお願いいたします。

地域整備課総括課長兼上下水道担当課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長兼上下水道担当課長（中村勇雄君） 8款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費につきまして、382万2,000円減額し7,666万8,000円とするものでございます。27節の繰出金につきまして、下水道特別会計の補正予算に伴う繰出金の減額です。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、土木費を終わります。

次、10款教育費について提案理由を求めます。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の光熱水費700万円です。

こちら、小学校3校分の光熱水費、主に電気料をお願いするものでございます。

こちら、今年の猛暑の影響によりまして、各学校のエアコンなど6月頃より予想以上に多く使用せざるを得なかったという事情がございます。月によっては3割ほど、昨年より使用する量が多かったというような月もございます。

値上げにつきましては、当初より見込んでおったところでございますが、これまでの使用量から試算をいたしまして本年度分の不足の見込分を計上いたしました。

これから寒くなりますので、児童生徒の学校生活に支障の出ないように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 教育費の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 昨年も同じ時期に同じぐらい補正されたなと思って、それを踏まえた上で予算化していて、なおかつこれだけの補正をするということのようですので、ちょっと具体的にお伺いしたいのですけれども、今数字を持っているかどうか分からないのですけれども、口答でいいのですけれども、それぞれの学校の電気、多分電気を中心なのかなという、今後は灯油等というか、何か油もあるのかと思うのですが、光熱水費の内訳も含めて1か月どれぐらいかかっているものなのか、ちょっと口答でいいですから説明いただけますか。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、2022年と今年の使用量、電力量をお知らせいたしたいと思います。小学校3校分になります。

6月が、昨年は2万1,661キロワット、そして今年が3万94キロワットとなっております。7月につきましては、昨年は3万1,089キロワット、そして今年が3万6,458キロワット。8月です。昨年は3万403キロワット、今年が3万6,829キロワット。そして9月です。昨年は3万3,243キロワット、今年が4万11キロワットとなっております。

なお、参考までにですが、11月分につきましてはまだ暖かかったということで昨年よりは使用量は減っておるところでございますが、6月、7月がとても多く使用したということになります。

以上です。

○6番（中村正志君） 金額では。

〔「ちょっと休憩お願いします」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

○委員長（江刺家静子君） 再開します。

あと教育費について何か質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） それでは、教育費を終わって、11款公債費、提案理由の説明をお願いします。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、予算書10ページ、11款公債費、1項公債費の説明をいたします。

こちらは、町で地方債として借入れをしている主なものの償還金の元金、利子でございます。最初に元金でございますが、今回11万4,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、借入れなのですけれども、元利均等償還で利率見直し方式という借入方式を採用して借りているものがございまして、当初、予算編成時には0.3%で見込んでおったものが、利率を見直した結果、率が下がったことから利息のほうが少ない、元金のほうが増える。元金と利子を合わせた額を均等に償還していくことなので、利息が減った分、元金が増えるということになりました。その不足分が11万4,000円ということで、今回増額するものです。

それから、利子のほうでございます。利子につきましては、こちらも当初の予算

編成時にはまだ未確定だったのですが、借入れが確定したことによりまして、こちらが先ほど述べましたが、0.3%で見込んでおいたものが0.6%の借入れということになりまして、その借入額が約10億円ございました。ですので、0.3%ということで、単純計算で270万円ほど増えるわけですが、その部分の利息の償還金を277万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、ここままで歳出で聞き逃したこととかはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 議案第13号の全体についてもないようですので、これで13号の質疑を終わります。

◎議案第14号の審査

○委員長（江刺家静子君） 続いて、議案第14号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明をいたします。

主な内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,308万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。4款の国庫支出金につきましては、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金といたしまして1万円を新たに計上いたしました。こちらは、令和4年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことに伴いまして、令和5年度に限り出産1件当たり5,000円を国から直接補助を受けるものとなったものでございます。今年度の実績は確定しておりませんが、昨年度の実績件数で当初申請しているため、2件分の1万円を計上してございます。

次に、8款の繰入金でございますが、一般会計等繰入金を70万3,000円、基金の繰入れを317万8,000円、合計388万1,000円を減額計上してございます。今回予算計上したのが、繰入金の確定に伴いまして保険基盤安定繰入金を64万円減額、未就学児均等割保険料繰入金を6万5,000円減額してござ

います。

基金繰入れにつきましては、当初予算編成時に財政調整基金から2,497万1,000円を繰り入れることで予算編成しておりましたが、令和4年度の繰越金が確定したことに伴いまして繰入予定額を減額するものでございます。

9款の繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金として745万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。2款の保険給付費につきましては、今年度の支給実績等を基に推計いたしまして年度末までの不足見込額を計上したもので、一般被保険者療養費20万円を増額計上いたしました。

9款の諸支出金につきましては、超過交付に伴います国庫負担金等精算による返還金338万円を計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 国保会計について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

◎議案第15号の審査

○委員長（江刺家静子君） 議案第15号を議題とします。

提案理由の補足説明、地域整備課総括課長兼上下水道担当課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長兼上下水道担当課長（中村勇雄君） 議案第15号の下水道事業の特別会計の補正予算につきましては、本会議場で関係資料により説明しておりますので、補足説明はございません。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、これで議案第15号の質疑を終わります。

ちょっと早いのですが、ここで、区切りがいいところで休憩に入ります。

午前11時49分 休憩

午後 零時59分 再開

○委員長（江刺家静子君） それでは、再開いたします。

最初に、先ほどの議案13号の教育費のところちょっと補足説明があるということですので、教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろかさん、説明をお願いします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 先ほどお尋ねがありました小学校の電気料の料金につきましてお知らせいたします。

5月から9月分までお知らせいたしたいと思います。まず5月です。昨年が106万5,000円、今年が163万8,000円。6月です。昨年が88万9,000円、今年が128万6,000円。7月です。去年が114万7,000円、今年が141万8,000円。8月です。去年が118万7,000円、今年が141万8,000円。9月です。去年が133万7,000円、今年が143万2,000円となっております。

こちらの使用料金の増に加えまして、毎年の更新になるのですが、1月からの契約更新により料金単価が19円から32円に上がるということで先月お知らせがございました。こちらがちょっと予想以上の値上がりということになっております。こちらによりまして、昨年の使用量から試算をいたしたところでございます。

加えて、電気ではありませんが、同じ光熱水費といたしまして、今年は猛暑によりまして学校のプールの水温が上がって、熱くて入れないという日がございまして、その際は水をいつもより多く使用したという経緯もございます。

さらに、学校によっては灯油暖房を使っている学校もありますので、そちらの料金高騰も考えられることから、これらを含めまして総額700万円の不足を見込んでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） ただいまの説明について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、次の議案に入ります。

◎議案第16号から議案第19号の審査

○委員長（江刺家静子君） 議案第16号から議案第19号までの4件を一括して議題としたいと思います。

提案理由の補足説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第19号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

本会議場で追加提案の理由説明の中で申し上げましたので、本会議場でもお示ししましたが、本日はその資料を基に再度補足させていただきたいと思いますので、ご用意願います。よろしいでしょうか。

今回の一般職と、あるいは特別職、議員の報酬の見直し、併せて会計年度任用職員の見直しにつきましては、いずれもアップの改定でございます。

まず最初に、議案第16号の給料表の見直しということで、こちらは民間の給与との格差を是正するため給料表について、これまでは若年層を中心でありましたが、

今回につきましては、重点は若年層のほうに置いておりますが、全職種におきまして逡増、少しずつアップさせるという形の改定を行っております。

初任給については、大卒程度で1万1,000円、高卒程度で1万2,000円の引上げということで、こちらにつきましては令和5年4月1日に遡及しての適用ということで、差額につきましては来年1月の給料日に支給する方向で進めてまいり予定でございます。

それでは、経験年数ごとの見込額ということで中段以降、資料設けております。こちらにあるとおり全経験者とも増額するという内容でございます。

ページのほう、2ページのほうに移っていただきますが、もう一つの改正が期末勤勉手当の支給率の増額改定です。一般職のほうから申し上げますと、この表にございますとおり、当初では年間4.4の支給率でございます。これを、改正後は4.5に0.10の増額をいたします。なお、6月期にはもう既に支給しておりますので12月期で調整させていただくことで、12月期の期末勤勉をこの表のとおり引き上げてましてトータルで2.2を2.3にするものでございます。これは、12月1日を基準とする支給でございますので、12月1日適用となります。

なお、令和6年度、改正後とありますが、こちらは来年の4月1日以降6月期、12月期の期末勤勉手当の率についてフラットにするといいますか、同率にするということで、年間の支給率4.5は変わりませんが、6月、12月とも2.25ずつというふうな形で改正いたします。これは、令和6年4月1日の適用でございます。

同じように、中段以降にございます定年前再任用短期時間勤務職員、いわゆる再任用、今再任用制度というのはなくなって定年延長の関係上こういった形で位置づけしておりますが、こちらも給料表が変わっておりますので、それにつきましても一般職と同様に令和5年4月1日に遡及しての適用でございます。

手当につきましても、同様に2.3を年間支給率0.05アップしまして2.35とするものでございます。一般職と同様、6月期は支給しておりますので、12月期で調整するというもので、12月1日適用でございます。

一番下にありますとおり、令和6年度の改正後につきましては、この2.35を1.175ずつ6月と12月に同じ率にするため改正するもので、こちらは同様に令和6年4月1日からの適用となります。

以上が一般職の改正、議案第16号の内容でございます。

続きまして、議案第17号、それから議案第18号、特別職、三役の給料改定、それから議会議員の皆様のご改定ということで、こちらにつきましては期末手当を引き上げるといった内容のものでございますので、改正内容は同じでございますので、この資料でもって説明させていただきます。

特別職（三役・議会議員）と記しておりますが、これまで年間支給率3.3を0.1引き上げまして年間支給率を3.4とするものでございます。これにつきましては、一般職と同様に6月期が支給済みでございますので12月期で調整をいたしません。また、来年4月からはこの3.4を1.7、1.7、6月期と12月期に同じく振り分ける形で改正を行うという内容でございます。

最後になりますが、議案第19号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちら会計年度任用職員につきましては、これまで期末手当を2.55であったものを、今回の改定で0.05引き上げまして年間支給率を2.6とするものでございます。こちらにつきましても、今までの説明と同様に12月期で調整をいたします。

なお、新たに令和6年度から、国でもそうです、岩手県でもそうです、会計年度任用職員にも勤勉手当を新たに支給するという勧告等に基づいた改正をしているところでございますが、当町におきましてもそれを採用することといたしまして、令和6年度にはこちら一番下の表にございますとおり、期末手当を年間で2.5、勤勉手当を2.0で年間トータルで4.5、これは2ページの資料にあります一般職の率と同様でございます。こういう形に新たに設定いたしまして支給をするという内容でございます。

なお、会計年度任用職員の給料につきましては一般職の給料表を採用して支給しておるわけですが、今般の改正によりまして会計年度任用職員も令和5年4月1日に適用となりますので、併せて遡及適用ということで、今回その予算も計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） ただいまの説明をいただきました。

質疑ありませんか。

○6番（中村正志君） 議案19号までの分ですよね。

○委員長（江刺家静子君） はい、議案16号から議案19号までです。

中村委員。

○6番（中村正志君） 給与が上がるということはいいことだと思うのですが、そこで1つお伺いしたいのですが、職員の職名ということですが、主事補から始まって主事、そして主任、主査とかとあるかと思うのですが、私が前思ったのは、大体主事から主任までは高卒であれば14年ぐらいなのかな、大卒であれば10年ぐらいなのかなと、その学歴、職歴換算で大体年数等があるかと思うのですが、何か同じような年齢でも主事もいるし、主任も、何かあまり主任等に昇級する人たちが少ないような気がしないでもないのですが、その辺の基準というのは、給料表に反映されていくのだと思うのですが、どのよ

うに、分かりやすいような基準というのはないのですか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 職務設置ということでそういった主事補からずっと主任あるいは主査、主任主査、担当課長、課長というふうにあります。当然ながらある程度の経験年数で給料表が昇級、1級から当町の場合6級までございますが、そういった昇級してくるわけでございます。その級の中に級別職員数ということで、例えば1級から2級は主事、主事補、例えば3級は主任、主査、それから4級は主任主査、課長補佐、5級は担当課長あるいは保育園長、6級は総括課長というふうな形で設置されておりますけれども、その経験年数あるいは学歴とかそういったものに依じてそれは昇級しているものでございますし、当然ながら成績優秀であれば早い段階での昇格もあるのかなと思っておりますが、そういった基準がございますので、それに沿って適正に運用しております。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 誰々というわけでもないの、基準があればそれに沿った形でそういう職名がつけばいいのかなと。何か見た感じで、あれももう三十何歳になるのだけれども、まだそうなのかなと思ったりして、そういう人たちもないわけではないなと思ったりして、その辺は基準に沿ってきちっとやっていただければと思います。

そこでもう一つ、この給料の中の会計年度任用職員なのですけれども、会計年度任用職員でも様々な職種の人たちがいると思うのですけれども、特に有資格者、例えば保健師だとか、社会福祉士だとか、そういうレベルがどうのこうのというわけでもないのですけれども、かなりの資格を持っている人たちも同じ会計年度任用職員で従事していると思うのですけれども、そういう方々に対しての何か普通の給料以外の上乗せ分とか、資格手当とか、そういうふうなものはないのでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 今のご質問ですけれども、そういった手当はございません。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） あってもいいような気はするのですけれども、例えば今、図書館のほうの協力会になった任意団体のところで臨時で雇っていた図書館司書、あの人たちに対しては、いろいろ協議した結果、司書手当というふうなものを幾らか上乗せしておあげした経緯があります。今どうなっているか、今また財団法人の教育施設運営会のほうの職員になったのかどうか分からないのですけれども、そういうふうなこともやっぱり同じ会計年度任用職員でも有資格者の場合はそれなりの手当を考えてもいいのではないかと思いますけれども、そういう考えはこれからのではないでしょうか。

うか。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 新たな手当の創設ということになれば、なかなか厳しいものがあります。ただ、有資格者あるいは経験年数、そういった部分での任用の際には、そういった部分を考慮した格付をしている、いわゆる通常のスタートが例えば1の5という給料表であれば、それに上積みをして1の10から始めるとか、そういった経験年数、資格、そういったものを考慮した形での任用をしておりますので、そういった部分でカバーされていると思います。全てではないのですけれども、そういった部分は配慮しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（江刺家静子君） あと質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、議案第16号から議案第19号までの質疑を終わります。

◎議案第20号の審査

○委員長（江刺家静子君） 次に、議案第20号を議題とします。

補正予算ですけれども、歳入と歳出を分けて、歳入は一括して、歳出は款ごとということで説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） それでは、歳入の提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、議案第20号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第8号）の説明をいたします。

歳入からということでしたが、皆様のほうへの資料ということで、今補正予算におきまして物価高騰対策の支援であるとか、あるいは福祉灯油の支援ということで一覧表にしたもの、表裏といたしますか、2ページのものを準備しておりますので、そちらを説明申し上げたいと思います。それでもって歳入予算あるいは事業の予算の説明に代えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○総務課総括課長（日山一則君） 準備のほうはよろしいでしょうか。1枚、表、裏になってございます。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○総務課総括課長（日山一則君） この資料のほうを御覧になっていただきますと、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、国のほうの補正予

算等で示された交付金を活用する事業として本補正予算に計上した事業を一覧にしたものでございます。

1 ページが国の交付金関係で、2 ページにつきましては県の助成をいただいたものというふうになっております。

まず最初に1 ページでございます。事業名称として物価高騰対策生活者支援事業ということで、所管は町民生活課になります。この事業につきましては、物価高騰の影響を受けている町民の皆様に対して1人5,000円の商品券を配布、交付いたしまして、その生活支援を行うという事業でございます。事業費につきましては、歳出予算に計上している事務費を含めました金額が4,664万9,000円でございます。

それで、表の上のほうに限度額3,291万5,000円とあります。これが国から示されております現在の内示額でございます。今回補正予算におきましては5 ページ、歳入予算、15款2項国庫補助金に同額を計上いたしております。

内容につきましては、給付世帯を8,300人を見込みまして5,000円の給付ということで、事務費を合わせた金額が先ほど申し上げた4,664万9,000円でございます。

それから2つ目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者支援分）の事業でございます。所管は健康福祉課が対応いたします。この事業につきましては、今年度3万円給付ということで予算化して既にもう事業を実施したものでございますが、その今度は7万円給付、合わせて10万円の給付になるようにというふうな形での今回7万円給付の事業を予算化したものでございます。

給付金は現金での給付ということで3万円と同じ仕組みでございますが、給付の世帯数を1,255世帯。これは、低所得者世帯ということで非課税世帯あるいは家計の急変世帯ということで、前回の取扱いと同様の対象世帯でございます、対しまして7万円の給付で8,785万円を見込んでおります。あと事務費を合わせましてトータルで9,015万4,000円の事業費でございます。

こちらの上段のほうに限度額見込額約7,598万円とございます。そして、その下には現時点での限度額6,078万4,000円、これが国から内示を受けた金額でございます。見込相当の約8割程度の今回は内示となっております、これが歳入予算書の5ページにございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで6,078万4,000円を計上させていただいたものでございます。

なお、この8掛けで来ている部分については、最初から全額交付することになりますと精算後に返納という事務処理があるという部分等も想定し、国ではこういった対応をしているということのようでございます。ですので、先に3万円給付の際は7割程度の国庫補助金の内報ということで予算化しているものでございます。

それでは、ページをめくっていただいて、2ページになります。これは、県の事業ということで新聞でも報道されておりましたが、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助事業ということで、福祉灯油等の給付事業を予定するものでございます。所管課は健康福祉課でございます。

これにつきましては、ご存じのとおり県では昨年度6,000円に1,000円を上積みしまして7,000円の給付をするということで、市町村にはその半額を補助するという事業でございます。町におきましては、7,000円にさらに1,000円を上積みしまして、影響を受ける高齢者の世帯あるいは障害者世帯等に対しまして8,000円を給付するという事業でございます。

これにつきましては、1,380世帯を見込みまして、1,104万円の給付を予定しております。事務費と合わせまして1,183万円の事業費となっております。

なお、県の補助金につきましては3,500円相当が補助金として参るわけですので、それに対象世帯を乗じまして483万円を見込んでおります。

これにつきましては、予算書5ページの県支出金のほうに483万円を計上させていただいているところでございます。

あわせまして、この資料にはございませんが、この事業の県費を除いた不足する700万円でございますが、これにつきましては地域福祉振興基金から700万円を取り崩して活用するという事業を設計しております。

予算書では5ページの19款繰入金に700万円の繰入れを計上しております。

以上がこの事業の概要でございます。

そして、歳入予算についてもそういったことで、あわせまして財源が不足しますので、その部分につきましては6,568万5,000円を財政調整基金のほうで財源調整させていただいたところでございます。

歳入予算については以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 歳入終わりました。

質疑ありませんか。歳入についての質疑。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、それでは歳出に入ります。

款ごとということで、2款総務費、説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、歳出予算のほう説明申し上げます。

まず、先ほど条例改正の件で給与改定のほう説明いたしましたが、それに伴います人件費、一般職、特別職あるいは会計年度任用職員の給与の引上げ等の不足する額について予算計上しております。それは6ページ以降、議会費から始まりまして

教育費まで給与改定等によるというふうな形で説明がございましたが、それで補正しておりますので、以降款ごとの説明の際はここは省略させていただきたいと思いません。

全体の状況を申し上げます。今回の給与改定に伴いまして人件費が増えたわけですが、特別職の議員につきましては26万8,000円増額になります。また、特別職につきましては19万2,000円。それから、一般職でございますが、1,545万5,000円。それから、会計年度任用職員につきましては666万6,000円。合計で2,258万1,000円が今回の給与改定等に伴います増額となる金額でございます。

人件費については以上でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 2款総務費、1項総務管理費、14目物価高騰対策生活者支援事業費について説明いたします。

先ほど総務課の総括課長も説明いたしましたとおり、この支援事業は物価高騰等の影響が長期化する中、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、令和5年12月1日現在の軽米町の住民基本台帳に登録されております町民に対しまして1人当たり5,000円の商品券を支給し、支援しようとするものでございます。

それに伴います経費といたしまして、4,664万9,000円を予算計上いたしました。

主な内容でございますが、商品券4,150万円、発送に伴います通信運搬費215万9,000円、その他の委託料といたしまして120万円を予算計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 残りの企画費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、人件費ですので、先ほどの総務課総括課長の説明で終わっておりますので、この物価高騰対策事業について質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 予算書の見方なのですが、物価高騰対策費は国から国庫補助金等で9,369万9,000円とかというふうなお金が、補助金があるわけですが、それこそ1項の総務管理費の14目ですか、ここの4,664万9,000円が一般財源になっているというのは、一般財源といえば普通、町の費用のような気がするのだけれども、これはどうなのでしょう。

○委員長（江刺家静子君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） おっしゃるとおり、国庫補助金あるいは国県支出金のほうに財源充当すべきではないかというご質問だと思いますが、この交付金自体が

使途、目的を持ってこれに使えるというふうに来た普通の補助事業、そういった部分とはまた違って一般財源相当の扱いということになるので、財政としては決算統計とか様々な統計資料等の考え方と合わせながらこういった予算書の組立てとしております。

ただ、おっしゃるとおり、当然ながら純然たる一般財源は1,373万4,000円というふうになりますので、予算書ではそういうふうには充当はしておりませんが、そういう形でご理解いただきたいと思います。

以前にもこれはお話ししてちょっと平行線だったかもしれませんが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） この中の需用費の消耗品が4,168万円、この消耗品というのは商品券のことでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

商品券、その他印刷等に係る事務用品を含めてとなっております。

○6番（中村正志君） 消耗品だけで4,000万円。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） お答えいたします。

商品券につきましては4,150万円となっております。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ということは、商品券は消耗品なのか、前にも何かあったようなのだけれども、これに関しては議論の余地があるような気がするのですけれども、まあ、これはこれとして。また、事務が多忙になるような気がするのですけれども、どのような形で実施、配布しようとしているのかちょっと、今のお考えを教えてください。

○委員長（江刺家静子君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 今の質問にお答えいたします。

配布につきましては、12月中に世帯主の方にあなたの世帯の対象者はこの方たちで、何名で何枚の商品券が配布されますというふうな確認書を送付したいと思っております。それで間違いがなければ、1月中にゆうパックで各世帯のほうに商品券を発送したいというふうにご考えております。

以上でございます。

○6番（中村正志君） いいです。手間だなと思って。

○委員長（江刺家静子君） ほかにありませんか、総務費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 総務費終わります。

次、3款民生費について、提案の説明をお願いします。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、3款についてご説明いたします。

人件費等については総務課のほうから一括して説明がありましたので、それ以外の部分を説明したいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中の需用費以降のところでございます。こちらにつきましては、先ほど説明がありましたとおり、物価高騰対応重点支援給付金といたしまして低所得者世帯に1世帯当たり7万円の給付をするものでございます。

それとあともう一つ、県の事業と、あと町とで助成いたします福祉灯油費等給付費ということで1世帯当たり8,000円、こちらも低所得者世帯を対象として給付するものでございます。いずれも現金での支給ということを考えております。

その中で、10節需用費が消耗品費で32万5,000円、こちらは物価高騰対応重点支援給付金と福祉灯油費等給付費の両方の部分が入っておりますが、含めまして消耗品費が32万5,000円、11節の役務費が89万4,000円、内訳としては通信運搬費が53万2,000円、口座振替手数料が36万2,000円。

続きまして、12節委託料、こちらは対象者を出すための物価高騰対応重点支援給付金のほうのシステム改修を行うということで、システム改修業務委託料が69万3,000円となっております。

18節の負担金、補助及び交付金、こちらが給付金そのものでございます。7万円掛ける1,255世帯ということで8,785万円。

続きまして、19節扶助費1,100万4,000円、こちらが1,380世帯を見込んでおるというところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） さっきの商品券と含めて、例えばこれ、今現金で給付と、それはそれでいいのですけれども、例えばこれも商品券で一部やるとか、そういうことによつて、商品券でやれば、プレミアム商品券では事務手数料といたしますか、そういうものを町で予算化して、それをおあげしているから、店屋ではそれは払わなくてもいい。でも、それがいい場合は、例えばさっきの商品券含めて、ここでも商品券にした場合には1,000円のやつから事務手数料が店の負担になるとかというふうなことがあることなんでしょうか。それでこれを現金にしているのかどうか分からないのですけれども、これは健康福祉課の担当というわけではないのですけれども、商品券のプレミアムのときと一般的な商品券での使い方によっては軽米町の店

屋さんが嫌がるというふうな話もあったのですけれども、そういうふうな区分けがされていることでしょうか。今言っている意味分かりますか。いいですか。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ商品券ではないのかというところでございますが、当課が所管の部分につきましては福祉灯油等の給付費については令和3年度には商品券で給付しております。しかし、なかなか商品券ですと手数料とか、あるいは印刷代というのが、商工会のほうに券がなければ役場で支払いをしなければいけないという部分がございます。というところもございますので、というか、現金給付を望まれる声も大きいということから、福祉灯油については昨年からは現金で給付しております。

7万円給付のほうにつきましては、既にもう皆さん、住民の方々、低所得者の方々ももう痛みを被っているというところで、さらにそこに商品券となると、その方々がそれをいろんな方面に使うことができないというような考えから現金というふうにさせていただいておりますし、7万円給付で8,700万円ほどの商品券となるとかなりの手数料あるいは印刷代等がかかるというところから、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金に係る低所得者支援分の金額がそれほど、商品券でやった場合にそれを賄えるほどの金額全てが来るわけではないので現金とさせていただいておるといふふうに私は理解しておりますが、ご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） あと質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） では、ないようですので、3款の民生費は終わります。

次は、先ほど総務課のほうから説明がありました4款から10款まで人件費ですので、これ一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 質疑なしということで、ここまで質疑を終わります。

議案第20号全体についても質疑はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ないようですので、議案20号まで終わります。

◎総括質疑

○委員長（江刺家静子君） 総括質疑に入りたいと思います。

本特別委員会に付託された議案20件の個別質疑が終わりました。これまで審査した議案20件について総括的な質疑を行います。質疑漏れ等はありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） それでは、議案ではないのですけれども、全体的なものとして、先ほど言いましたように宇漢米館のことでちょっとお伺いしたい。

1つは、条例は前に可決されておりましたけれども、この条例の施行は規則が定める日からということで、規則については議会にはかからないので、多分規則を制定されていると思うのですけれども、ただ例規集にはまだ載っていないのかなと思ったりして、もし可能であれば、最終日まででいいのですけれども、規則制定している部分のやつを、規則を配布いただければなど。本来ならば資料要求とかして、それを見ながら質問すればよかったですけれども、ちょっとできかねましたので、もし可能であれば規則の資料要求を、最終日まででいいのですけれども、配布願いたいということをお願いしたいということ。

それで、規則のほうにいろいろ細かいことは書いてあると思うのですけれども、ただ条例だけを見たときにちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

1つは、使用料ですけれども、減免が、基準が当然あるかと思うのですけれども、減免の基準をどのように定めているのか、お伺いしたい。まず1つずつお伺いしたい。例えばどのような団体が減免、使用料がただになるのかとか、そういうふうなものは当然あるかと思うのですけれども、当然今から使用されているのではないかと思いますけれども、その辺もどのように基準が定められているかお伺いします。

〔「休憩お願いします」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

○委員長（江刺家静子君） 再開します。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問でございます。

かるまい文化交流センターの減免基準につきましては、かるまい文化交流センターの管理運営規則の中で定めることとなっております。町または町の機関が主催する事業のためには全額免除、公益上町長が必要と認められる事業のために使用する場合は全額免除としてございます。また、その他町長が認める団体において、その目的の事業を達成するために使用する場合というのは、現在検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今までのそれこそ公民館であれば大体の基準は今までやってきた

ことをそのまま継承すればよかったですけれども、公民館ではないということですので改めてお伺いしたところです。

そこで、具体的な部分ですけれども、町内会等で使用したいというふうな、またグループ等で使用したいとか、そういうふうな場合はどうなのかなということと、あと使用料の中に施設使用料のほかに設備等の使用料として冷暖房使用料もあるわけですけれども、これらはほかの施設だと実費徴収というふうなことがあるのですけれども、この辺はどうなのでしょう。特に冷暖房使用料、特に最近は夏も暑くてエアコンが必要な状況もあるようですけれども、それらも実費支給、施設は減免だけけれども、そっちは実費なのかとか、そういうふうなことの決め方はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設使用料でございますが、行政区の自治会、町内会等については検討しているところでございます。多くの方に利用していただくというところから前向きに検討することになるかと思いますが、現在まだその基準が定められておりませんので、今回はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

また、施設使用料につきましては現段階では実費使用、暖房料、冷房料等については頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ちょっと今の確認ですけれども、施設は減免になって使用料はただだよと、でも暖房料と設備使用料は取られる、徴収するのだよということに理解してよろしいですか。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問ですが、ご質問のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） それでは、多分そうなれば、もう12月から当然暖房は入っているでしょうから、暖房費は当然取られているのだというふうに解釈してよろしいのですね。

それで、トレーニング室ですけれども、個人使用料の使用料があるのですけれども、トレーニング室の団体での使用は想定していないのですか。例えば部活で1時間トレーニングをすとか、そういうふうなところ、またフィットネスルームを使ってトレーニングすとか、そういうふうなこともないわけではないと思うのです。

けれども、その辺は想定していないのか。ここには使用料は個人使用料しかないのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

○委員長（江刺家静子君） 再開します。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問でございます。

部活動などの団体利用につきましては、基本的には個人利用ということで考えておりますが、部活動などの団体利用について申請があった場合には認めていきたいと考えておりますし、利用料については減免規定に該当するという事で免除したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） あともう一つ、一般質問の中で図書館が祝日が休館日だというふうにお話ししましたが、管理運営計画の中では図書館が毎週月曜日休館日、国民の祝日、休日の場合は翌平日、これは図書館のほうの条例は直していないことになるのでしょうか。どちらをこれは私のほうで理解すればよろしいのかなど。私はこれを見ないで一般質問のとき、図書館は祝日休みだと言われたけれどもというふうな言い方したのですけれども、その辺はどちらを信用すればいいのでしょうか。

〔「休憩してよろしいですか」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） ここで、10分間休憩に入りたいと思います。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○委員長（江刺家静子君） 再開します。

答弁のほうですね、教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） 先ほどの町立図書館の開館時間についてのご質問にお答えいたします。

開館時間につきましては、町立図書館の管理運営規則のほうで定められており、令和5年9月26日に開会の教育委員会定例会において規則改正の議案を提出し、承認をいただいております。

内容でございますが、これまでは開館につきましては土曜日、日曜日としていたものを土曜日、日曜日及び祝日についても開館するという事といたしまして、休

館日につきましては国民の祝日に関する法律に規定する休日という部分を削除し、毎週月曜日ほか、月曜日が祝日に当たる場合は祝日でない日というふうに改正をしておりますので、かるまい文化交流センターの管理運営計画に記載のとおり修正をして改正したということでございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） それでは、多分その規則はまだ例規集のほうには載っていないと思いますので、さっきのかるまい文化交流センターの規則と併せて一緒に資料配布をお願いできればなと思います。

それから、先ほど施設の減免はこれから検討する部分もあるようですけれども、減免対象の使用に関してでも冷暖房費は取るよということをお答えいただいたようですけれども、果たしてそれでいいのかなということをおっしゃいます。なぜならば、町の社会教育施設等を見た場合、体育館とかの場合は確かに暖房を入れれば実費支給とかというふうになっている。電気も電気料を。ただ、体育館の場合、部活とかそういうので使った場合は電気料も減免になっているようだなと、私はこう感じていました。あわせて公民館、今までの公民館は、夏料金と冬料金があると。だから、暖房料というふうな言葉はなくても、夏と冬は暖房料を上乘せした形の料金設定だと。ですから、減免対象になれば暖房料等は特に取らないというふうな今までのやり方だったと。それに合わせれば、この宇漢米館に関してやはり減免対象の利用に関しては、夏の冷房、冬の暖房も減免というか、含めたほうが誤解がないのではないかなと。当然これから、もしそうなれば多分要望が出てくるのではないかなという気がしますけれども、その辺のところをぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、現時点ではいかがでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問、ご提言についてお答えいたします。

減免基準の内容につきましては、現在細部を検討しておるところでございますので、ただいまのご意見等も踏まえながら減免基準のほうを作成してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ぜひそのような方向に持っていったほうがいいのではないかな。

別な意見もないわけではないと思いますので、町全体の人たちの意見は当然聞かなければならないと思いますけれども、特定の人だけの施設ではないのだということ。ただ、それこそ中央公民館を廃止するときに、ある行政区からそこを自治公民館と

して活用させてくれないかというふうなことの要望があったけれども、それらについても宇漢米館をどんどん使用していただきというふうな方法で返事をしていると。これからは公民館がないところが町中心部では結構あるわけですがけれども、そういうふうなことを今までお話しされているのであれば、町内会等で使用する場合も減免対象にするべきではないかなと。まだ決まっていないようですけれども、そういうふうには私は思うわけですが、何か防災センターについてもある行政区が公民館代わりに使用しているというふうな話もいずれ聞いていましたけれども、だから全体的な公平性を考えた使用許可というふうなものをこれから進めていただきたいというふうに希望しますので、これから運営していく上でいろいろ課題は出てくるかと思っております。

もう一つ、ピヨピヨ広場が土日を含む週5回というふうに見たような気がしますけれども、月曜日が休館日で、土日を含む週5回の開設ということは、その辺は週6日ではないのかなというふうに感じたのですけれども、いかがですか。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのピヨピヨ広場のことについてのご質問にお答えいたします。

ピヨピヨ広場、11月末まででございますが、月水金ということで週3日、時間も午前10時から午後3時までというような短い時間ということで開催しておりました。その中で利用される人数等でございますが、今までは平日のみだったために、結局平日利用される方という保育園等を利用していない自宅で保育をしている方、あるいは生まれたばかりの子供を持っている方、あとは育児休暇を取っている方、そういう方々が対象になってくるところで利用率が上がらなかったというところがございます。多いときで5組ぐらいはありましたけれども、ふだんでいうと2組がいいところだというような形でございます。その中で、その利用率を上げていきたいというところではございますが、平日の対象者という、先ほど申し上げました方々が対象になってくるところでございますので、できるだけお休みの日には開催したいというところを重視しまして、費用対効果のところも含めますと、やはり職員がかなり人数が必要になってくるところもございましたので、一応今現在のところは週5日間を開催して様子を見ようというような部分もあって週5日間という形を取っております。

以上でございます。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。非常にいいことではないかなと思います。

私もちらっと外から見ていましたけれども、いい施設でもあるし、ぜひできれば、職員の対応も必要かと思うのですけれども、親も来ればそんなにその辺のところは

職員の負担も少なくなるのではないかと思いますので、あそこが開館しているときはずっと開放するというふうなことはやっていいのではないかなど。まず土日也非常に親子で来て遊べる場所としては非常に素晴らしい施設だだと思いますので、ぜひそういう形で進めていただければと思いますので、それはまず要望として。ありがとうございました。

では、私、宇漢米館のことについては以上でこの場は終わりますけれども、ほかの人がいたら聞いてください。でなかったら別なほうへ。

○委員長（江刺家静子君） 細谷地委員。

○10番（細谷地多門君） 今さっき、中村委員のほうから宇漢米館の利用についての町内の特に中心部の話だと思うのですが、公民館代わりに使えないかとか、それは使って結構だと思うのです。その使い方の対応について、いろいろ意見というのか、要望もあったやに聞いていましたが、私、野中次長からちょっと聞きたいのだけれども、これはやっぱりよさそうな感じはするのですよ、中村委員から言っているは。ただ、でも慎重にやっぱり捉えて考えるべきだと思っていました。というのは、やっぱり中心部以外の集落には自治公民館というのがあるのですよね。この自治公民館だって建てた経緯をたどれば、どこもそうだと思う。補助金は120万円とか150万円という補助金もらって、新築の場合ですよ、そしてあとの足りない五、六百万円は自分たちが出す。全て村の積立てやった金とか、あとは寄附行為でやる。そうやって何とか欲しいと思って頑張って集落で建てた経緯があると思っていました。そんな自治公民館というのは相当数が多いと思っています。その経緯というのはどうやっているかといえば、さっき初めのほうでそういうセンターとか様々な運営についての補助金というのは、8万円はないと思うのだけれども、どれくらいあるのか、自治公民館、私は役員やっていないから分かりませんが、何万円かあると思うのです。ただ、いろいろ運営協議会とかそういったものを様々相殺されて、各自治公民館に残る金というのは何ぼ実際助成受けているのか、それは分かりません。やっぱり運営費とか光熱費、様々な経費考えれば、相当集落で負担しているなと思っているのですよ。だから、みんなでその集落の人たちが宇漢米館に利用するわけにはいかないから、やっぱりそれぞれその各地域で努力はしていると思うのです。そこを考慮しないと、安易に意見が出たって、前向きに検討とかと、そこまでは次長も言っていないけれども、慎重に検討するべきだと思いますよ。これはやるなと言うのではありませんが、公平感をやっぱり保持するという意味では、私は非常にこれ、簡単にその話に同意してしまうと、各地区の自治公民館の方々とかから相当批判されるのではないかなという感もします。その部分お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えします。

実際私のところにも、自治公民館を持たない行政区もございますけれども、自らの地区で維持管理をしているというふうなことをお話しいただいている地区も確かにございます。これからの減免基準等を定めるに当たりまして、これまで様々ご意見を頂戴しておりますので、その辺を踏まえまして慎重に考えてまいりたいつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 細谷地委員。

○10番（細谷地多門君） あと一点、今のに関連した話ではありません。これはどこから聞けばいいのかな、総務課から聞けばいいのかな、どうでしょう。中心部の町民にちょっと指摘をされまして、もう夏はすごく暑いと。それで、冬は物すごく寒くなったりして、目で見える、例えば国道なんかにもありますよね、デジタルの数字で温度が出るものが、ただいまの温度は何度とかって、ああいうのが例えばメインストリートの中心部に1個でもあれば、目に見えて、ああ、今日は随分暑いと思ったら、もう三十何度あるのだとか、あと今朝寒かったからマイナス10度あるとあって、そういったものがいろいろあってもいいのかなという指摘を受けました。私も、なるほどな、あってもいいのかなという感じもしますが、この点についてどういうふうに思われますか。急にしゃべってもあれなことだけれども、ぜひあってもいいなと思っていました。いかがですか。時計だけでなく温度のもの、町民などが車でもいいし、歩行でもいいし、目に見える形のものであってもいいなと思うのですが、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（江刺家静子君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問ですけれども、よく見るのは、例えば国道沿いだとか道路管理者が路面というか気温を表示しているところもございますし、例えば八戸市とか行きますと、大きな体育館だとかそういったところにそういったものをつけて表示しているところもございます。初めて今回、温度表示があれば非常に町民の方も、今日は何度だ、何度だということで非常に助かるのではないかと、いうふうなご意見でございましたけれども、軽米の街の中でも例えば向川原の川沿いと川沿いでないところでも結構気温の温度差というのもございます。設置できないというわけではないのですけれども、いずれどういった箇所に設置すれば皆さん目にするのかというのは、その設置場所、あちこち町内10か所も、何か所もというわけにも、これもあれなのかなと思いますので、あれば確かにそのとおりだなと思いますので、その点については今後ちょっといろいろ他の市町村等でも表示しているような部分があれば、そういった部分を参考にしながら考えてみたいと思いますので、ご理解をよろしく願います。

○10番（細谷地多門君） 前向きにどうぞ。以上です。

○委員長（江刺家静子君） 委員長を交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（本田秀一君） 委員長が質問したいそうですので。
江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 宇漢米館のことについてお伺いします。

12月1日に開館して大変にぎわっていると思うのですが、不思議に思っているのが、教育委員会事務局全体が宇漢米館に引っ越ししたわけですが、教育総務担当はこっちのほうが便利だったのではないかなどかと思っています。教育委員会事務局全体が向こうに引っ越しすることに至ったその経緯と伺いますか、そういう理由をお聞きしたいと思います。

○副委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般質問での町長の答弁にもございましたけれども、特定の職員に業務が偏ることなく、限られた職員スタッフの中で施設管理と事務事業を滞りなく進めたいということでありまして、また教育委員会事務局が本庁とかるまい文化交流センターに分かれた場合の業務の効率性ですとか、意思決定の迅速化など、そういった点を踏まえまして全体で移転するというものとしてございます。

教育総務がこちらにいたほうが業務がスムーズではないかというふうなことではございましたけれども、それよりも業務の効率化等も踏まえまして全体でカバーしていくというふうな観点もございまして、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） それで、今掃除をする方とかいろんな方が入っているみたいなのですが、今現在何人新しく増えたといいますか、あそこで働く方はどのようになっているのでしょうか。

○副委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設の管理運営についてでございますので、会計年度任用職員の人数ということでお答えさせていただきます。1週間30時間以内の会計年度任用職員を5名、あと主に夜間管理を行う短時間勤務の会計年度任用職員を2名、あと清掃に係る会計年度任用職員1名の8名で管理運営を行っているというところでございます。

以上です。

○副委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ステージとか専門的なのとか、操作にいろいろ研修とかも必要だと思うのですが、資格とかそういうのは要らないのでしょうか。

○副委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問ですが、音響操作等に係る資格等はございません。

以上でございます。

○副委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） あと、使用の仕方でちょっとこういうふうにしてほしいなというのがあります。2階のロビーなんかにもテーブルと椅子がこの前いっぱいありました。図書館の入口とか、二戸なんかに行くと、二戸は今すごく中学生、高校生が勉強する場所にシビックセンターとか、なにゃーととか、いろんな場所で8時、9時くらいまで勉強しています。あそこをそういうふうな形で利用してもらえる、利用させてもらえるかなと思います。私、こちらから聞かないでいて、高校生たちがいたので、今度から家で迎えに来るまでここに来て勉強すればいいよ、ただし、騒いだりすると駄目だけれども、使えると思うからと言ったら喜んでいましたけれども、ちょっと勝手に言ってしまったなと思いましたが、いかがでしょうか。

○副委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問ですが、2階のロビーには椅子、テーブルをたくさん用意してございます。現在、今でも高校生が宇漢米館で親の送迎を待っているながら勉強している方も現にいらっしゃいますので、そのような運用となっております。

以上でございます。

○副委員長（本田秀一君） 委員長に交代いたします。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（江刺家静子君） あと、総括的な質疑はありませんでしょうか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 政務報告でお話しされた内容についてお伺いしたいのですが、現在自殺対策計画を策定中であるというふうに、最近ではちょっとあまり軽米町の自殺の状況というのは話題にならなかったのですが、軽米町で今の現在の自殺の状況と、どのような対策の計画を今策定されているのか、その内容を教えていただければと思います。

○委員長（江刺家静子君） 健康福祉課健康づくり担当課長、日向安子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（日向安子君） ただいまの中村委員からの質問にお答えいたします。

軽米町の現在、ここ最近の自殺者の状況ですけれども、令和2年度はゼロ人というところを達成しておりますが、その後複数人、3名、4名というような形で令和3年、令和4年と経過していると承知しております。

傾向としましては、働き盛りの男性につきまして50代、60代の方が多いう傾向が最近目立つようになっております。お仕事を持っている方とか、あと無職の方に限らず、この働き盛りの年代の方が多いう傾向がありますし、確かな情報ではないといひますか、耳に入ってくる情報でしかちょっと分からないのですけれども、若い年代、40代のあたりの女性の自分で亡くなる方というのもこの頃聞かれてくるようになっていると把握してありますが、まず働き盛りの方が多いうこととて、なかなか私たちが関わることができにくい年代ですので、企業に入つて、会社に入つての健康教室等を実施していくとか、あとは事前に気づく、そして私どもに伝えていくとか、あとは専門のお医者さんのところにつないでいただくゲートキーパーの養成を企業等に入つて進めていきたいと考えております。そのようなことを自殺の計画に盛り込んでおります。

以上です。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 新しい情報を聞いたなというふうには思っていましたので、これについてはこれ以上のことは私からは申し上げられませんので、このことは終わりました、別な質問に入らせていただきます。

ライスセンターが新しく高家のほうに建設になりまして、私たちが9月のときには見学させていただいて、非常に立派なセンターができたなというふうには思っております。それはそれでいいのですけれども、ただ古いセンターももう終わりかなと思つていたら、随分10月あたりから毎日のように稼働していると。何か近所に住む人間にとっては非常にはっきり言つて迷惑な状況だ。せつかく高家にできたからもう安心して洗濯物を干せるなというふうには近所の人たちは言つていたのですけれども、何か的が外れているなということとをちょっと近所の人たちは言つています。私も含めてですけれども。その辺のところは今後どのようになっているのか、役場のほうではどのように聞いているのか、またはもしあれであれば指導できないものか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○委員長（江刺家静子君） 産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） 産業振興課のほうとしましては、今年度につきましては農協は新しいほうと、あと古いほうもお使ひいただいているというふうには伺つております。いずれにしても、農協の施設なので、今後の意向についてはちょっと私のほうでまだ確認していません。後ほど、将来的なほうとかも確認しておきます。現時点では情報等はございません。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 情報はないけれども、現状はそうだということとて、まず把握していただきながら、聞きながら、もし改善できるものであつたら改善していただき

いと。私だけではなく近所の人たちの声がございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この点については以上で、別なことをまたお伺ひしたいと思ひます。政務報告の最後に町民体育祭のことが報告されておりました。町民体育祭は廃止し、総合体育大会は地区対抗のみならずというふうなところで来年度からは新しいやり方をしていくのだよというふうなお話がありましたけれども、この辺のところをもう少し詳しくちゃんと教えていただければなというふうに思ひますけれども。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 町総体についての考え方についてお話をさせていただきます。

町総体につきましては、地域の方々の代表者会議を行いまして意見等、確認をしましたところ、やはり地区対抗での開催は今後非常に難しいというふうなお話をいただいたところでございまして。また、スポーツ推進員の方々からもお集まりをいただいてお話を聴きましたところ、やはり地区対抗での実施はなかなか厳しいというふうな状況、そして今後様々参加者を増やすためには地区対抗のみならず、各グループであったり職場での参加というふうなことも検討してほしいというような意見もございましたので、それらを踏まえながら各競技団体と検討していきたいというふうにご考えているところでございまして。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 町民体育祭については以前から私は白紙に戻してというふうなことは言っておりましたので、廃止だったら廃止でも、これは町で考えてもいいのではないかとということでは話ししておりました。

ただ、各競技種目等についてのあれについて、今競技団体等という言い方されましたけれども、やっぱりその元締めとなる体育協会にまだ一切話がないと。それははっきり言ってまずいのではないかなと思ひます。もともとこの町民体育祭、町総体というのは体育協会からスタートした内容のものです。もう40年も前からですけども。ですから、今やもう体育協会の場で一切発言されていないと、そういうふうな提案がされていないというふうなことが非常に私はあまりいい気分はしてないのですけれども、何とかその辺のところをもっと身近なところを順序立てて協議を進めていただきたいなというふうに思ひますけれども、これから協議を行うと言っておりましたけれども、その辺の予定はいつ頃になるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 先ほどお話ししましたとおり、地区の状況は以上のようなことでございまして。それらを踏まえまして、1月中には、

大変申し訳ございませんでしたが、体育協会の皆様と協議の場を設けながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「関連」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 茶屋委員。

○8番（茶屋 隆君） 今、中村委員のほうから体育協会が昔は主導権というような形でやっていたということで、私もそう思っていました。何で体育協会が最近は関わらないで、やめるの、やめないの、集まっても駄目だということを聞いていましたけれども、体育協会に例えばそちらから要請あれば、私たち、各団体に、それぞれの協会の役員であれいるわけですよ。各地区とか体育指導員、その人たちだけであれば、私たちは意見を言えない。町に直接行って言えばいいわけですがけれども。やはり体育協会にはそういったことを含めて予算を出してお願いしてやってきたと思いますので、やっぱり体育振興には体育協会が一番関わってやるべきだと思いますので、今中村委員が言いましたけれども、体育協会の会長ですけれども、体育協会に相談すれば、まずこれからもう一回できるかもしれませんし、その辺は考えてやればいいのではないかなと思います。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまはいろいろお話をいただきました。今後体育協会の皆様と相談させていただきながら、今後の方向性については検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（江刺家静子君） 中村委員。

○6番（中村正志君） このことについてはまた後でということで。一つ今日、同じ、教育委員会ですけれども、監査委員のほうで令和5年度の定期監査行ったという、これを基にして監査委員の意見の中に町民の皆様の信頼を損なうような事務エラーが連続して発生したと、原因はどこにあるのか、十分に分析を行いというふうな報告がされております。ただ単に我々に報告されていることだけなのかなというふうなことで、私ちょっとまだ体育協会の関係もですけれども、町には軽米町小中学校各種大会派遣費補助金交付要綱というのがありまして、まず小中学生の子供たちが全国大会等に行く場合はこれの要綱に沿った形で補助金をおあげするというふうな形になっていたと。これも体育協会のほうで審査して教育委員会のほうに上げてというのが従来の姿でしたけれども、ここ数年、全く体育協会では一切関わったことがないというふうな状況です。これを見た場合に、小学校、中学校主体、中学校の部活等であれば学校長の推薦、申請というのは当然そのとおりだと思うのですが、小学校なんかはほとんどがスポーツ少年団ではないのかなと。今年も夏にバレーボールが全国大会に出場したという話も伺っています。しかし、多分これに補助金を出されているのではないかと思うのですけれども、一切体育協会では話題にな

らないというか、話がない。体育協会からの申請というのも一切ないというふうな状況。これは今年に限ったことではない。こういうふうなことも含めて事務が何か簡素化、簡素化すればいいのですけれども、やらなければならない基本的な事務をやらなくて進められているというふうなことが、これに限らずあるのではないかなというふうに私はちょっと勘ぐりたくなるというふうに思うのですけれども、この辺、例えば今年バレーボールの全国大会出場については多分もう、8月の話ですから、当然補助金は出していると思うのですけれども、その辺の事務の手続はどのように行ったのか。例えばそういうふうなスポ少の関係であれば体育協会の会長の申請であるというふうに要綱でうたってあるわけです。だから、そういうふうな基本的な事務をおろそかにしていいのかなというふうなことをちょっと疑問に感じています。今年に限ったことではないのですけれども、この辺のところをどのように次長さん方は捉えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（江刺家静子君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問でございますが、ちょっと内容については、申し訳ございませんが、詳しく承知しておりませんでしたので、帰りまして内容について調査させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○6番（中村正志君） いいです。

○委員長（江刺家静子君） 以上で質疑なしと認めて質疑終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第1号から議案第20号の討論、採決

○委員長（江刺家静子君） それでは、これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。ありがとうございました。

〔当局退席〕

○委員長（江刺家静子君） それでは、まとめに入ります。

討論される方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） 採決に入ります。

反対の方はありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（江刺家静子君） では、反対がないようですので、議案第1号から議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（江刺家静子君） これをもちまして会議を閉じます。
特別委員会を閉会します。お疲れさまでした。

（午後 2時45分）